イ　交付場所　3⑴に同じ。（資料交付希望の場合は、事前に3⑴へ連絡すること。）
ウ　交付方法　交付資料は、全て貸与とする。交付を求める際は、内閣府（全省庁統一資格）における競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。
なお、交付資料は、その目的が無くなった時（入札日又は、入札参加を取り止めた時）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。
⑶　申請書提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成29年11月８日（水）から平成29年12月19日（火）までの毎日午前10時から午後５時まで。ただし、行政機関の休日及び正午から午後１時までの間を除く。
イ　提出場所　3⑴に同じ。
ウ　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。ただし、電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。
⑷　入札及び開札の日時並びに場所等
ア　入札日時　競争参加資格の確認通知を受けた日より平成30年１月５日（金）までの毎日午前10時から午後５時まで。ただし、行政機関の休日及び正午から午後１時までの間を除く。
イ　提出場所　3⑴に同じ。
ウ　提出方法　原則持参とし、入札参加者が遠隔地にいる等の場合郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を認める。ただし、電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成30年１月９日午後２時　宮内庁庁舎第三会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望するものは、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　契約書の作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記3⑴提出場所に同じ
⑻　詳細は、入札説明書による。
⑼　皇居内への出入門は、坂下門とする。
5　Summary
⑴　Contracting entity : Yasuhito Suzuki, Director of the Accounting Division, Grand Steward's Secretariat, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Electricity to be used in the Imperial Palace Grounds, the Imperial Household Agency's branch office, the Crown Prince's Residence etc.
⑷　Supply period : From 1 February 2018 to 31 January 2019
⑸　Supply place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
［1］　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
［2］　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
［3］　Have Grade A, B "sale of products" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (standardized qualification for every Ministry and Agency) in the fiscal years, 2016, 2017 and 2018.
［4］　Not be under suspension of nomination by the Imperial Household Agency.
［5］　Have a license to conduct a General Electricity Business as stipulated in Article 2, Paragraph 2 of the Electricity Utilities Industry Act.
［6］　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 5 : 00 p.m. December 19, 2017
⑻　Deadline for tender : 5 : 00 p.m. January 5, 2018
⑼　Contact point for the notice : Tomonari or Nonaka, Accounting Section, Administration Division, Maintenance and Works Department, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan TEL 03―3213―1111 ext. 3478
⑽　Access to the Imperial Household Agency : Sakashita-mon Gate. (Clearance Procedures are needed.)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年11月８日
分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
調達総括官　菅野　俊夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第52号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量
①　オンデマンド印刷機（白黒）システムの借上　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において次に示す等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
１⑵①「役務の提供等（賃貸借）のA、B、C又はD
⑷　大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。